

# 資料調査 出雲国風土記写本の調査（十六）

島根県古代文化センター 風土記調査研究班

佐藤 雄一  
野々村 安浩  
吉永 壮志

## 小序

古代文化センターで実施している風土記調査事業において『出雲国風土記』等の写本の調査をし、『古代文化研究』誌上で、その書誌的内容を報告してきた（『古代文化研究』第十二号所載「資料調査 出雲国風土記写本の調査（一）」小序 二〇〇四年 参照）。  
令和元年（二〇一九）に実施した『出雲国風土記』写本の調査は次のとおりである。

### 一、勸修寺家本『出雲國風土記』写本

所在・調査地 島根県立古代出雲歴史博物館・島根県出雲市

調査日 令和元年（二〇一九）六月二十六日

（調査者 佐藤雄一・野々村安浩・吉永壮志）

\*この写本のデジタルデータは所蔵館および当センターで保管している。

### 二、出雲弥生の森博物館本『出雲國風土記』写本

所在・調査地 出雲弥生の森博物館・島根県出雲市

調査日 令和元年（二〇一九）十一月八日

（調査者 佐藤雄一・野々村安浩・吉永壮志）  
\*この写本のデジタルデータは所蔵館および当センターで保管している。

写本の調査にあたり、所蔵者のご高配に感謝申し上げます。  
次に、資料の概要について報告する。

\*本報告では、各写本の体裁表記については次の略号を使用する。

／ は改行、□は判読できない文字、（ ） は双行。

丁数および丁面の表・裏は、二丁オ、三丁ウ のように記す。

### 一、勸修寺家本『出雲國風土記』写本

（1）資料について

資料名…風土記（豊後／出雲）

（2）写本の概要

【装丁】 袋綴 四穴カ（こよりで後補されている） 一冊

帙入り（題簽「風土記（豊後／出雲）」鉛筆書）

※帙は県購入後のもの

【法量】 縦二八・五cm×横二一・〇cm（見開き三七・〇cm）

【丁数】 六十二丁（出雲本文五十三丁）

本文半丁面九行、一行十九〜二十四字詰

【外題】 「風土記（豊後／出雲）」題簽ナシ

【内題】 「出雲國風土記」

【蔵書印等】 表紙右上に付箋「イ第四千三百拾八号」

付箋（タテ二七・〇mm×ヨコ二七・〇mm）に朱方印「松華藏書  
／番號一四四／部數一／冊數一／函數第四十号」※「函數第四  
十号」のなかで四は見せ消ち、十は朱書き【写真1】

豊後一丁オ下に陽刻、朱方印「勸修寺」（タテ四〇・〇mm×ヨ  
コ二七・〇mm）

【奥書等】 豊後九丁ウ「写本云／永仁五年貳月十四日書写畢／同十九日一

校了／文祿四（乙／未）年臘月三日書写校合等了／梵舜判」

※出雲には書写に関する奥書等無し

【書写上の特徴】 本文丁数は、出雲國風土記の丁数を示す

\*本文三丁オは、全体に行頭が一字分上がっている。

\*本文二四丁オから二四丁ウにかけて、細川家本の447行（四字目「量」以降）〜466行にあたる、榑縫郡郡名由来から新造院記載までが脱落している。これは、本写本のほぼ一丁分にあたる。

\*本文四七丁オから四七丁ウにかけて、細川家本の875行〜892行にあたる、大原郡総記の神原郷から各郷記載の屋裏郷までが脱落している。これは、本写本のほぼ一丁分にあたる。

〔頭注・書き込み等〕

（本文五二丁オ 六行 双行左の二字目）

「郷」を白粉で抹消し、「船」

（本文五二丁ウ 六行 五字目）

「團」を白粉で抹消し、「團」

【本写本について】

（イ）本写本は、島根郡の加賀郷や神社名の一部を欠脱している、いわゆる「脱落本系」の写本である。

（ロ）本写本は、平成十二年に島根県教育委員会が購入し、現在は島根県立古代出雲歴史博物館が所蔵している。

二、出雲弥生の森博物館本『出雲國風土記』写本

（一）資料について

資料名：出雲國風土記

（二）写本の概要

【装丁】 袋綴 四穴（元は五穴カ） 一冊

帙なし 綴紐は後補充

【法量】 縦二八・五cm×横二〇・〇cm（見開き三八・〇cm）

【丁数】 三十六丁 遊び紙なし

本文半丁面十二行、一行二十三〜二十四字詰

【外題】 「出雲風土記」題簽ナシ（ハガレの痕跡が窺える）

【内題】 「出雲國風土記」

【蔵書印等】 なし

【奥書等】 なし

【書写上の特徴】

\*本文一丁オの冒頭において、細川家本の2行〜6行にあたる箇所が、他の本文とは異なり細字で記されている【写真2】。

\*後表紙に貼った見返の紙葉が剥離したものに、冒頭（細川家本の二行〜一〇行にあたる箇所）を書写したものを反故として天地を反転させ

て使用する【写真3】。

〔頭注・書き込み等〕

\*各郡により、標目として掲示する部分が異なり、一行取る場合もある。

寺 楯縫郡(一八丁オ)・出雲郡(二二丁オ)・神門郡(二五丁ウ)・仁多郡(三二丁オ)・大原郡(三三丁ウ)

社 楯縫郡(一八丁オ)・神門郡(二五丁ウ)・飯石郡(二八丁ウ)・大原郡(三三丁ウ)

山 意字郡(六丁ウ)・島根郡(一〇丁オ)・秋鹿郡(一五丁ウ)・神門郡(二六丁オ)・飯石郡(二八丁ウ)・仁多郡(三一丁オ)・大原郡(三四丁オ)

川 意字郡(七丁ウ)・島根郡(一〇丁ウ)・秋鹿郡(一六丁オ)・神門郡(二六丁ウ)・飯石郡(二九丁オ)・大原郡(三四丁ウ)

池(・沼) 意字郡(八丁オ)・秋鹿郡(一六丁ウ)・出雲郡(二三丁オ)

\*各郷記載を行頭からではなく、そのまま或は一乃至二字分空けたあとに追書きの形で記す場合もある。

意字郡 楯縫郷(三丁ウ)・安来郷(四丁オ)

秋鹿郡 多太郷(一四丁ウ)・伊農郷(一五丁オ)

楯縫郡 佐香郷(一七丁ウ)・楯縫郷(一八丁オ)

出雲郡 河内郷(二〇丁ウ)・出雲郷(二〇丁ウ)・宇賀郷(二二丁オ)

飯石郡 三屋郷(二八丁オ)・来島郷(二八丁ウ)

仁多郡 三処郷(三〇丁オ)・布勢郷(三〇丁ウ)・三津郷(三〇丁ウ)・横田郷(三〇丁ウ)

大原郡 神原郷(三三丁ウ)・屋代郷(三三丁オ)・屋裏郷(三三丁オ)

丁オ)・佐世郷(三三丁オ)・阿用郷(三三丁オ)・海潮郷(三三丁オ)・来以郷(三三丁ウ)・斐伊郷(三三丁ウ)

(二丁ウ 一行(二行) 意字郡郷名列記の箇所

「完道郷 本字林

餘戸里 今依前用 以上十一郷別里三」

\*「本字林」「今依前用 以上十一郷別里三」はそれぞれ本来、拝志郷・完道郷の注記であり、拝志郷にもある「本字林」を完道郷の行にも重

書きしたため、注記箇所のみが行はずつづれている。

(二丁オ 七行) 朝酌促戸の箇所「朝促 戸」

(二八丁オ) 楯縫郡沼田郷記載 脱落

(二〇丁ウ 三行(四行) 河内郷の記載

(神亀三年/改字漆沼 即有正倉 河内郷郡家正南三百九十七步

(七十/丈之) / (廣七尺九十伍丈/之廣廿四丈五尺) 斐伊大河野郷中北流故云河内

郷有優長 / 一百七十丈 出雲郷即属郡家(説名/如国)

\*細川家本の記載

河内郷郡家正南三百九十七步斐伊大河野郷 / 中北流故云河内即有優長一百七十丈五尺(七十/一丈) / (之廣七丈九十五丈/之廣四丈五尺) 出雲郷即属郡家(説名/如国)

(二三丁オ 三行(四行) 「須々比池周二百五十步西門江周三里二百五十八步」記載の脱落

【本写本について】

(イ) 本写本は、島根郡の加賀郷や神社名の一部を欠脱している、いわゆる「脱落

本系」の写本である。

(ロ) 本写本は、平成二十九年度に蘆田耕一氏（島根大学名誉教授）から出雲弥生の森博物館へ寄贈されたものである。平成三十年七月二十五日～九月三日にかけ、同館にて展示された。<sup>(1)</sup>

(ハ) 本写本には奥書や蔵書印等がないため来歴は不明だが、写本の本文異同から系譜関係を考察した高橋周氏による報告がある。<sup>(2)</sup>

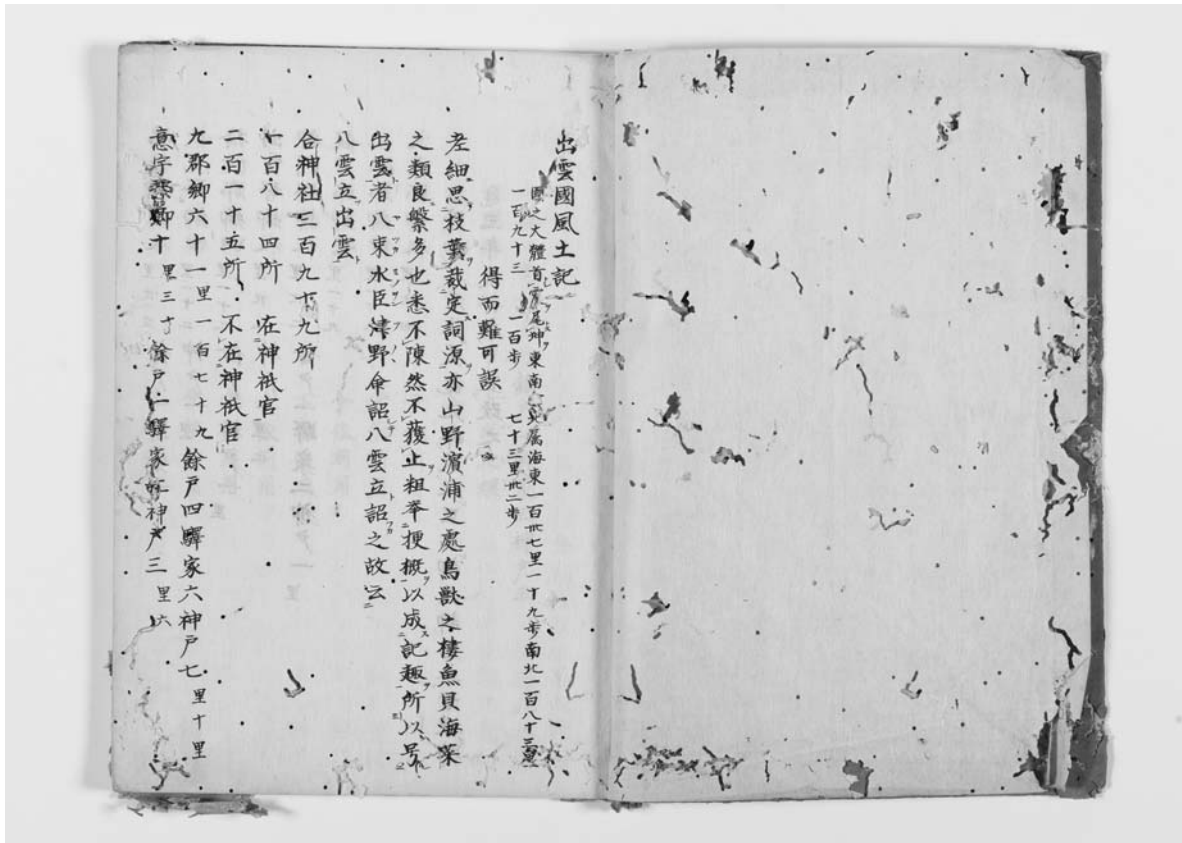
註

(1) ギャラリー展「お披露目！新発見の『出雲国風土記』」

(2) 高橋周「万葉緯本『出雲国風土記』の系譜とその成立」(『風土記研究』第四一号、二〇一九年)



【写真1】勸修寺家本『出雲国風土記』表紙  
(提供：島根県立古代出雲歴史博物館)



【写真2】出雲弥生の森博物館本『出雲国風土記』冒頭部分 (提供：出雲市)



【写真3】出雲弥生の森博物館本『出雲国風土記』後表紙部分 (提供：出雲市)